

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第三期入試 民法

【出題趣旨・採点基準】

〔設問1〕

いずれも著名な判決文であり、その中で用いられている表現を問うことで、基本的な知識を問うものである。

- ①客観的評価 ②人格権 ③差止め ④排他性 ⑤無資力 ⑥法律上の原因 ⑦対価関係
⑧目的 ⑨密接 ⑩解除

〔設問2〕

重要な制度・条文の意義についての理解を問うことで、民法の基礎的な理解を問うものである。

小問(1)は、賃貸目的物の所有権の移転に伴う賃貸人の地位の移転について定める605条の2の意義を問うものである。これについては、賃貸人の地位の移転が契約上の地位の移転(539条の2)に該当し、原則として賃借人の同意がなければ賃貸人の地位が移転しないはずのものであることを指摘した上で、605条の2第1項は、賃貸人の地位の移転について(契約上の地位の移転であるにも拘らず)例外的に賃借人の同意を不要としているという位置づけを明らかにした上で、その理由(物的債務論等)を指摘すべきである。また、このような観点からすれば、605条の2第2項の扱いはむしろ原則に即したものであることも指摘することが望ましい。

小問(2)は、同時死亡の推定を定める32条の2の意義についての検討を求めるものである。これについて検討するためには、前提として、相続人は、被相続人の死亡時に生存していなければならない、したがって相互に推定相続人である複数人が死亡した場合、どのような順序で死亡したかを明らかにする必要があることを指摘しなければならない。その上で、複数の死者について先後の証明が困難である場合、相続財産を確保した者が有利となり(これを争う側が、死亡の先後を証明しなければならない)、財産の確保のために有形力を行使することを助長してしまうことを指摘すべきであろう。

〔設問3〕

具体的な事例から重要な問題点を発見・検討するとともに、事例に則した検討を行って結論を導出する能力を測るものである。以下の諸点が主要なポイントである。

(総論)

- ・ Aの請求の根拠が甲の所有権に基づく返還請求であることを示していること。また、BC間の契約について確証がないことをふまえて、両者に対する請求を検討していること。

(Bに対する請求)

- ・ Bに対する請求が認められるためには、甲についてAに所有権があることのほか、乙に

ついてBに所有権があることが必要であること

- ・ 錯誤取消の成否を検討していること
- ・ 解除の意思表示があることを認定した上で、その効力について検討していること（とりわけ「軽微性」（541条ただし書）について検討していること）

(Cに対する請求)

- ・ Cに対する請求が認められるためには、乙についてCに所有権があることが必要であること
- ・ Cが「第三者」（545条1項ただし書）に該当すれば保護されることを指摘していること
- ・ 「第三者」の意義について検討していること。とりわけ登記具備の要否について、「解除前の第三者」と解除権者との関係が対抗関係かどうか（すなわち解除の効力についての理解）を踏まえつつ検討していること。